

### 第3号様式

#### 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社佐电工  
業者の住所：佐賀県佐賀市天神1-4-3
- 2 指名停止措置期間：① 令和7年6月13日から令和7年8月12日まで  
(2か月)  
② 令和7年6月13日から令和7年7月12日まで  
(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲：① 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県  
宮崎県 沖縄県  
② ①以外の都道府県
- 4 事実概要

同社の営業本部副本部長は、佐賀県多久市の発注工事の入札をめぐり、令和7年2月18日、佐賀県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年3月11日、佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したものである。

#### 5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の6

#### <指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2  1～5 略  (競売入札妨害又は談合) 6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人については、部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事の場合に限る。)が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴提起を知った日から当該ブロックについて2か月以上12か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて1か月以上12か月以内
7～14 略	